

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療の必要性に適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合に、施設内にて所定疾患として以下に記するような算定要件を満たした際に、所定疾患施設療養費として評価し算定されることとなっております。当施設では、所定疾患施設療養費を算定し、利用者様の健康及び、安全や安心する生活を提供し、健全な暮らしに繋げる事を目的とします。

つきましては、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定要件について】

所定疾患施設療養費（Ⅰ）・（Ⅱ）について

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は肺炎などにより治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものである。所定疾患施設療養費（Ⅱ）に関しては、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものである。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ.肺炎
 - ロ.尿路感染
 - ハ.帯状疱疹
 - ニ.蜂窩織炎
 - ホ.慢性心不全の憎悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 慢性心不全の憎悪については、原則として注射又は、酸素投与等の処置を実施した場合に算定できるものとし、常用する内服薬調整するのみの場合では算定できないこと。
- ⑥ 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。所定疾患施設療養費（Ⅱ）においては（Ⅰ）の要件に加えて、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑧ 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。